

高槻市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入してください）

受診者	ふりがな				
	氏名	夫		妻	
	生年月日		昭和 平成 年 月 日（ 歳） <small>今回の治療開始時の年齢を記入してください</small>		昭和 平成 年 月 日（ 歳） <small>今回の治療開始時の年齢を記入してください</small>
今回の治療方法	A B C D E F <small>該当する記号（注参照）に○を付けてください</small>			AまたはBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 <small>該当する番号に○を付けてください</small>	
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください ()				（精子回収の有無） 1. 有 2. 無
今回の治療期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち男性不妊治療期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日) <small>※治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください ※主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から記載してください</small>				
今回の治療結果	1. 妊娠成立 2. 妊娠に至らず 3. 治療中止 4. その他 () <small>該当する番号に○を付けてください</small>				
日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票 登録の有無	有	症例登録番号 <small>日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください</small>			無
領 収 金 額	今回の治療にかかった金額合計（※保険外診療分）				
	特定不妊治療分 (男性不妊治療費除く)		領収金額	円	
	男性不妊治療費		領収金額	円	
	<small>※主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関（指定を受けていない医療機関である場合を含む）で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。 ※男性不妊治療を行っていない場合は、男性不妊治療費の欄に0円と記入をしてください。</small>				
	院外処方 有 ・ 無 (処方指示日)				

（注1）助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです（裏面参照）

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成対象となります

（注2）採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

助成区分	治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植						妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)
		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			
							胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
	平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日
助成対象	A	新鮮胚移植を実施											
	B	凍結胚移植を実施*											
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
	E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止											
	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											
対象外	G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											

*B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

*採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。